

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-511504(P2005-511504A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-526440(P2003-526440)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/18 (2006.01)

A 6 1 K 35/14 (2006.01)

A 6 1 P 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/18

A 6 1 K 35/14 C

A 6 1 K 35/14 Z

A 6 1 P 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月5日(2005.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者を治療するための医薬の製造における、貯蔵された赤血球およびヘモグロビン溶液の使用であって、ここで、貯蔵された赤血球は少なくとも48時間貯蔵されたものであり、ヘモグロビン溶液由来のヘモグロビンが、患者に投与される全ヘモグロビンの約50重量%以下を構成し、ヘモグロビン溶液を貯蔵された赤血球よりも前に投与する場合、貯蔵された赤血球は約36時間以内に投与される、使用。

【請求項2】

ヘモグロビン溶液が、貯蔵された赤血球を投与する前に投与される請求項1記載の使用。

【請求項3】

貯蔵された赤血球が、ヘモグロビン溶液の投与の約24時間以内に投与される請求項1記載の使用。

【請求項4】

貯蔵された赤血球が、ヘモグロビン溶液の投与の約8時間以内に投与される請求項3記載の使用。

【請求項5】

貯蔵された赤血球が、ヘモグロビン溶液の投与と同時に、またはその前に投与される請求項1記載の使用。

【請求項6】

ヘモグロビン溶液が、貯蔵された赤血球の投与の約8時間以内に投与される請求項5記載の使用。

【請求項7】

ヘモグロビン溶液由来のヘモグロビンが、患者に投与される全ヘモグロビンの10%以下を構成する請求項1記載の使用。

【請求項 8】

貯蔵された赤血球が約7日より多く、約35日より多く、または約42日より多く貯蔵されたものである請求項1記載の使用。—

【請求項 9】

貯蔵された赤血球のヘモグロビンが約15mmHg未満、約20mmHg未満、または約25mmHg未満のP₅₀を有する請求項1記載の使用。—

【請求項 10】

ヘモグロビン溶液由来のヘモグロビンが重合されている請求項1記載の使用。

【請求項 11】

ヘモグロビンがグルタルアルデヒドと重合されている請求項10記載の使用。

【請求項 12】

重合ヘモグロビン溶液が、

- a) 約15重量%未満のメトヘモグロビン含量、
- b) 1ミリリットル当たり約0.5エンドトキシン単位未満のエンドトキシン濃度、
- c) 約500,000ダルトンより大きい分子量を有する重合ヘモグロビン約15重量%以下、および
- d) 約65,000ダルトン以下の分子量を有する重合ヘモグロビン約10重量%以下を有する請求項4記載の使用。

【請求項 13】

患者を治療するための医薬の製造における、貯蔵された赤血球およびヘモグロビン溶液の使用であって、ここで貯蔵された赤血球が少なくとも約48時間貯蔵されたものであり、ヘモグロビン溶液由来のヘモグロビンが、患者に投与される全ヘモグロビンの約50重量%以下を構成し、貯蔵された赤血球がヘモグロビン溶液の投与の約36時間以内に投与され、ヘモグロビン溶液が重合ヘモグロビンを含有する、使用。

【請求項 14】

ヘモグロビン溶液由来のヘモグロビンが少なくとも約25mmHgのP₅₀を有する請求項13記載の使用。

【請求項 15】

ヘモグロビン溶液由来のヘモグロビンがグルタルアルデヒドと重合されている請求項13記載の使用。

【請求項 16】

患者を治療するための医薬の製造における、貯蔵された赤血球およびヘモグロビン溶液の使用であって、ここでヘモグロビン溶液が重合ヘモグロビンを含有する、使用。

【請求項 17】

ヘモグロビン溶液が、貯蔵された赤血球の投与の約8時間以内に患者に投与される請求項16記載の使用。

【請求項 18】

貯蔵された赤血球が少なくとも約48時間貯蔵されたものである請求項16記載の使用。

【請求項 19】

ヘモグロビンが少なくとも約25mmHgのP₅₀を有する請求項16記載の使用。

【請求項 20】

ヘモグロビンがグルタルアルデヒドと重合されている請求項16記載の使用。

【請求項 21】

貯蔵された赤血球が約7日またはそれより長く貯蔵されたものである請求項13記載の使用。

【請求項 22】

ヘモグロビン溶液および貯蔵された赤血球を含有してなり、ここでヘモグロビン溶液が重合ヘモグロビンを含有し、貯蔵された赤血球が約7日より多く貯蔵されたものである、組成物。

【請求項 23】

ヘモグロビンがグルタルアルデヒドと重合されている請求項 2 2記載の組成物。

【請求項 2 4】

貯蔵された赤血球が約35日より多く、または約42日より多く貯蔵されたものである請求項 2 2記載の組成物。